

指定路線区域等における 大規模な流通業務施設の取扱いについて

□指定路線区域

【四車線以上の道路に係るもの】

路線名	区間 (Km)	始点	終点
都市計画道路 (3・2・45) 主要地方道竜ヶ崎阿見線	3.48	新山交差点	追原交差点

□指定路線区域内における建築物の要件

項目	内容
用途	<p>(1) 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同法第2条第6項の特別積合せ貨物運送に該当するものを除く）の用に供する施設。</p> <p>(2) 倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同法第2条第1項に規定する倉庫。</p> <p>※(1)、(2)の予定建築物のうち、該当する施設については、地方運輸局長等が積載重量5トン以上の大型自動車が概ね1日平均延べ20回以上発着すると認めたものとする。</p>
予定建築物の規模	予定建築物の規模、構造、設計等が流通業務施設として適切な施設。
申請地の面積	0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満
建築物の高さ制限	<p>原則10m以下</p> <p>ただし、周辺の土地利用上支障がないと認められる区域については、用途上やむを得ない施設について第1種、第2種中高層住居専用地域の日影規制を満たす場合に限り、高さ20mを限度として認めることができるとする。</p>
立地	<p>(1) 敷地は当該道路に直接面するものとする。ただし、地形上の理由によりやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 路地状敷地は認めない。</p> <p>(3) 車の出入口は当該道路側に設置するものとする。</p> <p>(4) 優良農地（農用地区域、第1種農地）が含まれず、将来において住居系の土地利用が想定されていない区域。</p>
備考	市街化区域及び優良農地は、指定路線区域に含まれない。

【お問い合わせ先】

茨城県 県南県民センター 建築指導課 TEL029-822-7079

阿見町 産業建設部 都市計画課 TEL029-888-1111